公　告

諸　事　項

北朝鮮特定貨物の保管に関する公告

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号）（以下「法」という。）第５条第１項の規定により北朝鮮特定貨物を保管したので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 26 日

東京税関長　大森　通伸

記

1　記号、番号、品名及び数量　革製衣類　１着
2　積載されていた航空機の登録記号及び国籍
　ＨＬ7754　大韓民国
3　提出を受けた年月日　平成28年10月５日
4　法第５条第３項各号の規定に該当することとなったときは、この貨物を返還する。

北朝鮮特定貨物の保管に関する公告

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成22年法律第43号）（以下「法」という。）第５条第１項の規定により北朝鮮特定貨物を保管したので、同条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 26 日

東京税関長　大森　通伸

記

1　記号、番号、品名及び数量　口紅　１個
2　積載されていた航空機の登録記号及び国籍
　Ｂ－18305　台湾
3　提出を受けた年月日　平成28年10月５日
4　法第５条第３項各号の規定に該当することとなったときは、この貨物を返還する。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 26 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年10月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社フェールカケフ　掛布　　毅　岐阜県可児市姫ヶ丘四丁目１－３　国土交通大臣許可（特－27）第23000号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年９月16日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 10 月 26 日

中部地方整備局長　塚原　浩一

1　処分をした年月日　平成28年10月６日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社丸紅　紅林　眞之　静岡県島田市湯日１－１　国土交通大臣許可（特－28）第26347号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年９月14日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業環境影響評価書の縦覧について

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第二十五条の規定に基づき、環境影響評価書（以下「評価書等」という。）を作成したので、法第二十七条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十八年十月二十六日　　国土交通省九州地方整備局長　小平田浩司

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
　事業者の名称　国土交通省九州地方整備局
　代表者の氏名　国土交通省九州地方整備局長　小平田浩司
　主たる事務所の所在地　福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号
二　対象事業の名称、種類及び規模
　対象事業の名称　新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）公有水面埋立事業
　対象事業の種類　公有水面の埋立て
　対象事業の規模　約二百五十ヘクタール
三　対象事業が実施されるべき区域
　福岡県北九州市小倉南区空港北町地先海域及び福岡県京都郡苅田町空港南町地先海域
四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
　福岡県北九州市（門司区、小倉南区）及び福岡県京都郡苅田町
五　評価書等の縦覧の場所、期間及び時間
　縦覧の場所
　　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目四番十号
　　国土交通省九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所
　　福岡県北九州市小倉北区浅野三丁目七番三十八号
　　国土交通省九州地方整備局関門航路事務所
　　福岡県京都郡苅田町港町二十八番二号
　　国土交通省九州地方整備局苅田港湾事務所
　　福岡県北九州市小倉北区城内一番一号
　　北九州市役所環境局環境監視部環境監視課
　　福岡県北九州市門司区吉志新町二丁目一番一号
　　北九州市門司区役所松ケ江出張所
　　福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目二十二番一号
　　北九州市小倉南区役所曽根出張所
　　福岡県京都郡苅田町富久町一丁目十九番一号
　　苅田町役場環境保全課
　縦覧の期間及び時間　平成二十八年十月二十六日から同年十一月二十五日まで九時から十七時まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第１２３０号

旭川市大町２条４丁目
申立人　高橋　弘道

本籍北海道旭川市春光４条４丁目１番、最後の住所旭川市春光４条４丁目１番２－213号市住2213号、死亡の場所北海道札幌市南区、死亡年月日平成28年９月２日、出生の場所北海道空知郡上富良野町、出生年月日昭和33年８月21日、職業無職
被相続人　亡　藤田　正人
旭川市大町２条４丁目
相続財産管理人　司法書士　高橋　弘道
旭川家庭裁判所